

上級磁気共鳴専門技術者資格認定および更新細則

1. 目的

この細則は、規約第 10 条に基づき上級磁気共鳴（MR）専門技術者認定を取得するための資格認定に関することと、第 11 条に基づき上級磁気共鳴（MR）専門技術者の更新に関することを定める

2. 適用範囲

この細則は、上級 MR 専門技術者の認定および更新をするための、安全管理講習会の受講ならびに学術研究成果の取扱い、収集ポイントに関することに適用する。

3. 申請資格

MR 専門技術者の認定を受けて 5 年以上を経過した者。

4. 申請機会

MR 専門技術者の認定を受けた 5 年を経る前の 2 月 1 日～末日までの間。

5. 認定および更新対象

安全管理講習会の受講と MR 専門技術者更新のためのポイント（A 群：学術研究成果，B 群：自己研鑽成果）とする。

6. 認定および更新方法

以下の（1）～（3）のすべてを満たした者を上級 MR 専門技術者として認定する。

- （1）MR 専門技術者認定後もしくは資格認定更新後 3 年以降 5 年までの間に指定する安全管理講習会を受講した者。
- （2）収集ポイントを 5 年間で A 群 B 群あわせて 140 ポイント以上を取得した者。
ただし、A 群を 100 ポイント以上、B 群も 40 ポイント以上とする。
- （3）代表的な審査付学術論文を提出し、理事会での審査に合格した者。

7. 収集ポイントの詳細

- （1）A 群：学術研究成果（最低 100 ポイント）
ポイントの中に学術論文を必ず 1 編（60 ポイント）以上を含む。
共著者と学術研究発表の回数制限は設けない。
- （2）B 群：自己研鑽成果（最低 40 ポイント）
MR 専門技術者の項目と同じ。

8. ポイントの取得方法

MR 専門技術者の更新と同じ。

9. 認定セミナー

MR 専門技術者の更新に同じ。

10. 認定研究会

MR 専門技術者の更新に同じ。

11. 申請および更新手続き

- (1) MR 専門技術者認定証書もしくは上級 MR 専門技術者認定証書を受けてから 5 年を経る直前の 2 月 1 日から末日までの間に、会員管理システムから申請する。
- (2) 更新期日 3 カ月前に、会員管理システムから更新手続きを通知する。

12. 更新間隔

認定証を受けた期日から 5 年を限度に更新する。

13. 更新費用

上級 MR 専門技術者更新費用：10,000 円

更新費用は上級 MR 専門技術者もしくは MR 専門技術者のいずれかで発生する。

14. 認定の失効

- (1) 上級 MR 共鳴専門技術者であっても、次回更新時に A 群が 100 ポイント以下であるが、総ポイントが 100 ポイント以上で B 群が 40 ポイント以上の時は MR 専門技術者として更新する。なお、次の 5 年間の学術成果で再び上級 MR 専門技術者に戻ることができる。
- (2) 上級 MR 専門技術者であっても総ポイントが 100 ポイントに満たない時は、磁気共鳴専門技術者の認定も失効する。

15. 付則

この細則は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構理事会の議決によって改定できる。

この細則は、2019 年 4 月 1 日から適用する。

[2010 年 1 月 9 日制定]

[2012 年 3 月 9 日改定]

[2015 年 3 月 10 日改定]

[2019 年 3 月 10 日改定]